

別表第3（第3条関係）

（平12規則172・平16規則50・平20規則70・一部改正）

第1 建築物に関する整備基準

部分	整備基準
<p>1 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）</p>	<p>(1) 次に定める場合においては、それぞれに定める経路のうち、1以上の経路を、移動等円滑化経路にすること。</p> <p>ア 公共的施設に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>イ 公共的施設又はその敷地に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり、洗浄装置、ペーパーホルダー等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を設ける場合 利用居室（当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 公共的施設又はその敷地に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>(2) 移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合には、この限りでない。</p> <p>イ 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>（ア） 幅は、内法を^{のり}80センチメートル以上とすること。</p> <p>（イ） 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造又は高齢者、</p>

障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ウ 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、2の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

(ア) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。

(イ) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(ウ) 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、4の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

(ア) 幅は、階段に代わるものにあつては内法を120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては内法を90センチメートル以上とすること。

(イ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

オ 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（カに規定するものを除く。以下オにおいて同じ。）及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。

(ア) かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(イ) かご及び昇降路の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

(ウ) かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。

(エ) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、

内法を150センチメートル以上とすること。

(オ) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(カ) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

(キ) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

(ク) 用途面積が2,000平方メートル以上の公共的施設（教育施設及び共同住宅等を除く。）の移動等円滑化経路を構成する不特定かつ多数の者が利用するエレベーターにあつては、（ア）から（ウ）まで、（オ）及び（カ）の規定のほか、次に定める構造とすること。

a かごの幅は、内法を140センチメートル以上とすること。

b かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

c かご内の側板には、手すりを設けること。

d かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

(ケ) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、（ア）から（ク）までの規定のほか、次に定める構造とすること。ただし、視覚障害者の利用上支障のないものとしてエレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるものである場合においては、この限りでない。

a かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。

b かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合においては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字、文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

c かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

カ 当該移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして次に定める構造とすること。

(ア) エレベーターは、次に定める構造とすること。

a 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するものとする
こと。

b かごの幅は内法を70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは内法を120センチメートル以上とすること。

c 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合においては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。

(イ) エスカレーターは、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。

キ 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、5の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

(ア) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。

(イ) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(ウ) 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(エ) 傾斜路は、次に定める構造とすること。

a 幅は、段に代わるものにあつては内法を120センチメートル以上、段に併設するものにあつては内法を90センチメートル以上とすること。

b こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

c 高さが75センチメートルを超えるもの（こう配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(3) (1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)のキの規定によることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用

	<p>については、(1)のA中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。））」とあるのは、「当該公共的施設の車寄せ」とする。</p>
<p>2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として点状ブロック等（視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等（視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。</p> <p>（ア） こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>（イ） 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>（ウ） 駐車施設に設けるもの</p>
<p>3 階段（その踊場を含む。以下同じ。）</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないもの</p>

	<p>として段がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。</p> <p>(ア) 段がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>(イ) 駐車施設に設けるもの</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合においては、この限りでない。</p>
4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ アに定める部分には、両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p> <p>ウ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）が次のいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。</p> <p>(ア) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>(イ) こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に踊場が近接するもの</p> <p>(ウ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に踊場が近接するもの</p> <p>(エ) 駐車施設に設けるもの</p>
5 敷地内の通路	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p>

	<p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 段がある部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周辺の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ウ 排水溝は、つえ及び車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>エ 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) (ア)に定めるもので側壁のない傾斜路には、両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>(ウ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p>
<p>6 駐車場 (機械式駐車場を除く。以下同じ。)</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合においては、そのうち1以上に、車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 1の項(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設である旨を表示する標識を高齢者、障害者等が見やすい位置に設けること。</p>
<p>7 観覧席及び客席</p>	<p>(1) 興行施設、集会施設及び体育施設に固定式の観覧席又は客席を設ける場合においては、車いす使用者が利用することができる席（以下「車いす使用者用席」という。）を1以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用席は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は90センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上とするこ</p>

	<p>と。</p> <p>イ 床は水平とし、かつ、床の表面は滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 観覧席又は客席を有する室の移動等円滑化経路を構成する出入口から車いす使用者用席に至る経路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を^{のり}120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、1の項(2)のエの(ア)から(ウ)まで及び4の項アからウまでに定める構造の傾斜路を設けること。</p>
8 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合においては、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所には、次に定める構造の便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(ア) 車いす使用者用便房を設けること。</p> <p>(イ) 人工肛門及び人工膀胱^{ぼうこう}の保有者（以下「オストメイト」という。）のための洗浄設備を設けること。</p> <p>(ウ) 非常用通報装置を設けるとともに、その旨を点字により表示すること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(2) (1)に規定する便所には、次に定める構造の洗面器を1以上設けること。</p> <p>なお、洗面器の上部に鏡を設ける場合においては、車いす使用者の利用に配慮した高さとする。</p> <p>ア 車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>イ 周囲に手すりを設けること。</p> <p>ウ 水栓器具は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとする。</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所に男子用小便器を設ける場合においては、そのうち1以上に床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これに類する小便器を1以上設けること。</p>

	<p>(4) 興行施設，集会施設，展示施設，物品販売施設，福祉保健施設（市町村保健センター，母子福祉施設及び母子健康センターに限る。），文化施設及び官公庁施設で用途面積が2,000平方メートル以上のものに，不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては，そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ1以上）の便所内には，次に定める構造の便房を1以上設けること。</p> <p>ア 乳幼児用いすその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けること。</p> <p>イ 乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつ替えができる設備を設けること。ただし，おむつ替えができる場所を別に設ける場合においては，この限りでない。</p> <p>(5) (1)のア及び(4)に定める構造の便房及び当該便房が設けられている便所の出入口には，当該便房が設けられていることを表示する標識を，高齢者，障害者等が見やすい位置に設けること。</p>
<p>9 浴室</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する浴室を設ける場合においては，そのうち1以上（男子用及び女子用の区分があるときは，それぞれ1以上）は，次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床の表面は，濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 脱衣所及び洗い場の出入口は，それぞれ1の項(2)のイに定める構造とすること。</p> <p>ウ 床には，車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 脱衣所，洗い場及び浴槽には，手すりを適切に配置すること。</p> <p>オ 1以上の水栓器具は，レバー式その他操作が容易なものとする。</p> <p>カ 1以上の浴槽は，洗い場の床面から浴槽の上端までの高さを，車いす使用者が利用しやすい高さとする。</p>
<p>10 更衣室及びシャワー室</p>	<p>医療施設，福祉保健施設及び体育施設に不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する更衣室又はシャワー室を設ける場合においては，そのうち1以上（男子用及び女子用の区分があるときは，それぞれ1以上）は，次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床の表面は，濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 出入口は，1の項(2)のイに定める構造とすること。</p>

	<p>ウ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保し、かつ、腰掛台及び手すりを適切に配置すること。</p> <p>オ 1以上の水栓器具は、レバー式その他操作が容易なものとする。</p>
11 客室	<p>(1) 宿泊施設で客室の総数が50以上のものにおいては、そのうち1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 出入口は、1の項(2)のイに定める構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保し、かつ、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>エ 非常用通報装置を設けるとともに、その旨を点字により表示すること。</p> <p>オ 光、音その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせる非常警報装置を設けること。</p> <p>(2) (1)に規定する客室には、次に定める構造の便所を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に8の項(1)及び(2)に定める構造の便所が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 8の項(1) (アの(イ)を除く。) 及び(2)に定める構造とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、1の項(2)のイに定める構造とすること。</p> <p>(3) (1)に規定する客室には、次に定める構造の浴室を設けること。ただし、当該公共的施設に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する9の項に定める構造の浴室が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 出入口は、1の項(2)のイに定める構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保し、かつ、浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>エ 水栓器具は、レバー式その他操作が容易なものとする。</p>
12 授乳場所	<p>興行施設、集会施設、展示施設、物品販売施設、福祉保健施設（市町村保健センター、母子福祉施設及び母子健康センターに限る。）、文化施設及び官公庁施設で用途面積が2,000平方メートル以上のものにおいては、円滑に授</p>

	乳及びおむつ替えができる場所を設けること。
13 レジ通路	<p>レジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。）を設ける場合においては、そのうち1以上のレジ通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
14 カウンター及び記載台	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するカウンター又は記載台を設ける場合においては、そのうち1以上のカウンター又は記載台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p>
15 公衆電話台	<p>(1) 公衆電話台を設ける場合においては、そのうち1以上の公衆電話台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2) (1)の公衆電話台に通ずる出入口を設ける場合においては、当該出入口は、1の項(2)のイに定める構造とすること。</p>
16 緊急時の設備	<p>避難用の誘導灯を設ける場合においては、点滅型誘導音装置付誘導灯その他視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けること。</p>
17 案内設備	<p>(1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 公共的施設又はその敷地には、次に掲げるものを点字、文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>ア 当該公共的施設又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置</p> <p>イ 当該公共的施設全体の利用に関する情報（当該公共的施設又はその敷地内に当該情報の提供を行うことができる設備を設けた場合に限る。）</p> <p>(3) 8の項(1)に定める構造の便所又は同項(4)に定める構造の便房を設けた場合においては、その位置を表示すること。</p> <p>(4) (1)及び(2)に規定する設備は、次に定める基準に適合するものとするこ</p>

	<p>と。</p> <p>ア 高齢者，障害者等が利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 文字の大きさ，色彩等を高齢者，障害者等が見やすく，かつ，理解しやすいものとする。</p> <p>(5) (1)及び(2)の規定は，公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内所（以下「案内所」という。）を設ける場合においては，適用しない。</p>
<p>18 視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）</p>	<p>(1) 道等から17の項(2)に規定する設備又は案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し，又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を，視覚障害者移動等円滑化経路にすること。ただし，当該経路が次のいずれかに該当するものである場合においては，この限りでない。</p> <p>ア 案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき，かつ，道等から当該出入口までの経路が(2)に定める構造のもの</p> <p>イ 駐車施設に設けるもの</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は，次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に，線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって，線状の突起が設けられており，かつ，周囲の床面との色の明度，色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を適切に組み合わせて敷設し，又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし，進行方向を変更する必要がない風除室内においては，この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に定める部分には，点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの，若しくは高さが16センチメートルを超えず，かつ，こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。）</p>

第2 公共交通機関の施設に関する整備基準

部分	整備基準
<p>1 高齢者、障害者等が円滑に通行できる経路（以下「公共交通移動等円滑化経路」という。）</p>	<p>(1) 公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と公共輸送車両等の乗降口との間の経路においては、乗降場ごとに1以上の経路を公共交通移動等円滑化経路にすること。</p> <p>(2) 公共交通移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該公共交通移動等円滑化経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。</p> <p>イ 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（オに規定するものに限る。）又はエレベーター（カに規定するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と公共輸送車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、アの規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。</p> <p>ウ 当該公共交通移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、内法を^{のり}90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、内法を^{のり}80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 当該公共交通移動等円滑化経路を構成する通路は、2の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、内法を^{のり}140センチメートル以上とすること。ただし、構造</p>

上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、内法を120センチメートル以上とすることができる。

(イ) 戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

a 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、内法を80センチメートル以上とすることができる。

b 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

オ 当該公共交通移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、4の項の規定によるほか、第1の1の項(2)のキの（エ）に定める構造とすること。

カ 当該公共交通移動等円滑化経路を構成するエレベーター（キに規定するものを除く。以下カにおいて同じ。）及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。

(ア) かご及び昇降路の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

(イ) かごの幅は内法を140センチメートル以上、奥行きは内法を135センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が2以上あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）においては、この限りでない。

(ウ) かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。ただし、(イ)のただし書に規定する場合においては、この限りでない。

(エ) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設けられていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

- (オ) かご内の側板には、手すり（握り手その他これに類する設備を含む。）を設けること。
- (カ) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。
- (キ) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (ク) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (ケ) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (コ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- (サ) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- (シ) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、内法を150センチメートル以上とすること。
- (ス) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合においては、この限りでない。
- キ 当該公共交通移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして、第1の1の項(2)のカの(ア)に定める構造とすること。
- ク 当該公共交通移動等円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に定める構造とすること。ただし、(キ)及び(ク)については、2以上のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合においては、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。
- (ア) 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、こ

	<p>の限りでない。</p> <p>(イ) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(ウ) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。</p> <p>(エ) 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>(オ) くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>(カ) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等には、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>(キ) 有効幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>(ク) 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造とし、かつ、車止めを設けること。</p>
2 通路	<p>不特定かつ多数の者が利用する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 段がある部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 踏面の端部の全体がその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(イ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p>
3 階段	<p>不特定かつ多数の者が利用する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 両側に手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>ウ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造と</p>

	<p>すること。</p> <p>カ 回り階段がないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合においては、この限りでない。</p> <p>キ 側壁のない階段には、高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>ク 照明設備を設けること。</p>
4 傾斜路	<p>不特定かつ多数の者が利用する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 両側に手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p> <p>ウ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p>
5 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、当該便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限り。）並びに便所の構造を点字、文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限り。）その他これらに類する小便器を設けること。</p> <p>エ ウの規定により設ける小便器には、手すりを設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）を設ける場合においては、そのうち1以上の便所は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 公共交通移動等円滑化経路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、1の項(2)のア及びエに定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口の幅は、内法を^{のり}80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこ</p>

	<p>と。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>エ 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、内法を^{のり}80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>オ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>カ 便所内には、次に定める構造の便房を設けること。</p> <p>(ア) 出入口の戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>a 幅は、内法を^{のり}80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(イ) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>(ウ) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(エ) 第1の8の項(1)及び(2)に定める構造とすること。</p> <p>(オ) 乳幼児用いすその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けること。</p> <p>(カ) 乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつ替えができる設備を設けること。ただし、おむつ替えができる場所を別に設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>キ カに定める構造の便房及び当該便房が設けられている便所の出入口には、当該便房が設けられていることを表示する標識を、高齢者、障害者等が見やすい位置に設けること。</p>
6 改札口	<p>(1) 改札口を設ける場合においては、そのうち1以上の改札口は、公共交通移動等円滑化経路に接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を^{のり}80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(2) 自動改札機を設ける場合においては、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示すること。</p>

<p>7 乗車券等 販売所、待 合所及び案 内所（以下 「乗車券販 売所等」と いう。）</p>	<p>(1) 公共交通移動等円滑化経路と乗車券販売所等との間の経路における通路のうち1以上の通路は、1の項(2)のア及びエに定める構造とすること。</p> <p>(2) 出入口を設ける場合においては、そのうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(3) 乗車券等販売所又は案内所には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備え、かつ、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。</p>
<p>8 券売機</p>	<p>券売機を設ける場合においては、そのうち1以上の券売機は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 金銭投入口及び操作ボタンは、車いす使用者の利用に配慮した高さとする。</p> <p>イ 料金等を点字で表示する等視覚障害者が円滑に利用できる構造とすること。</p>
<p>9 授乳場所</p>	<p>用途面積が2,000平方メートル以上の施設においては、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を設けること。</p>
<p>10 カウン ター及び記 載台</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用するカウンター又は記載台を設ける場合においては、そのうち1以上のカウンター又は記載台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。ただし、乗車券等販売所又は案内所に常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合においては、この限りでない。</p>
<p>11 公衆電 話台</p>	<p>公衆電話台を設ける場合においては、第1の15の項に定める構造とすること。</p>
<p>12 案内設 備</p>	<p>(1) 公共用通路に直接通ずる出入口（停車場及び停留所にあつては、当該出入口又は改札口。(2)において同じ。)の付近には、公共交通移動等円滑化</p>

	<p>のための主要な設備（1の項(2)のイの規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項(2)のイに規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この項において同じ。）の配置を表示した設備を設けること。ただし、公共交通移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を点字、文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>(3) 5の項(2)のアからカまでに定める構造の便所を設けた場合においては、その位置を表示すること。</p> <p>(4) (1)及び(2)に規定する設備は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 文字の大きさ、色彩等を高齢者、障害者等が見やすく、かつ、理解しやすいものとする。</p>
13 乗降場	<p>乗降場を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 縁端部には、視覚障害者誘導用ブロック、ホームドア、柵その他の視覚障害者の転落又は進入を防ぐための設備を敷設すること。</p> <p>ウ 両端部には、点状ブロック等を敷設し、かつ、転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落又は進入するおそれのない場合においては、この限りでない。</p>
14 視覚障害者公共交通移動等円滑化経路	<p>(1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であつて、公共用通路と公共輸送車両等の乗降口との経路を構成するものは、第1の18の項(2)のアに定める構造の視覚障害者公共交通移動等円滑化経路とすること。ただし、2以上の案内所がある場合であつて、当該2以上の案内所間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の案内所間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>(2) (1)の視覚障害者公共交通移動等円滑化経路と1の項(2)のカの(コ)に規定する乗降ロビーに設ける制御装置、5の項に規定する便所の出入口、7の項に規定する乗車券販売所等、8の項に規定する券売機又は12の項(2)に規</p>

	<p>定する設備との間の経路を構成する通路等は、それぞれ視覚障害者公共交通移動等円滑化経路とすること。ただし、(1)のただし書に規定する場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
--	--

第3 道路に関する整備基準

部分	整備基準
1 歩道及び自転車歩行者道 (以下「歩道等」という。)	<p>歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 縦断こう配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>エ 横断こう配は、車両乗入れ部を除き、1パーセント以下とすること。ただし、ウのただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>オ 歩道等は、縁石、防護柵等により車道と明確に分離すること。</p> <p>カ 横断歩道が中央分離帯を横切る部分は、車道と同一の高さですりつけること。</p> <p>キ 排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ及び車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>ク 歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 車道との境界部分の段差は、2センチメートル以下とすること。</p> <p>(イ) すりつけこう配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p>
2 車の乗り入れ部	歩道における車の乗り入れ部を設ける場合においては、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること。
3 横断歩道橋	<p>横断歩道橋を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>

	<p>イ 階段、傾斜路及び踊場には、両側に手すりを設けること。</p> <p>ウ 階段には、回り段を設けないこと。</p>
4 視覚障害者誘導用ブロック	<p>歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分、横断歩道橋の昇降口の部分その他注意を喚起する必要がある箇所及び公共交通機関の施設から視覚障害者の利用の多い施設へ通ずる歩道等には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>

第4 公園等に関する整備基準

部分	整備基準
1 出入口	<p>1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 幅は、内法を^{のり}120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 段差がある場合のすりつけこう配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>エ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>オ 車止めを設ける場合においては、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とし、その前後に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。</p> <p>カ 出入口が直接車道に接する場合においては、点状ブロック等の敷設、他の部分と異なる舗装材の使用等により道路との境界を明示すること。</p>
2 園路	<p>1の項に定める構造の出入口に通ずる園路においては、そのうち1以上の園路は、次の構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 幅員は、120センチメートル以上とすること。なお、幅員が180センチメートル未満の場合においては、幅員180センチメートル以上の擦れ違うための場所を適宜設けること。</p> <p>(3) 縦断こう配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(4) 3パーセント以上の縦断こう配が30メートル以上続く場合においては、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。</p> <p>(5) 横断こう配は、水こう配程度とし、可能な限り水平とすること。</p> <p>(6) 縁石を切り下げる場合においては、切下げ部分の幅員は120センチメー</p>

トル以上、段差は2センチメートル以下とし、すりつけこう配は8パーセント以下とすること。

(7) 園路を横断する排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ及び車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。

(8) 危険防止のため、必要な箇所には、点状ブロック等を敷設すること。

(9) 園路に階段を設ける場合においては、当該階段は、(10)に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設し、かつ、次に定める構造とすること。

ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。

イ 幅は、内法を^{のり}120センチメートル以上とすること。

ウ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

エ 階段の始終点及び高さ250センチメートル以内ごとに、踏幅120センチメートル以上の水平な部分を設けること。

オ 階段の位置は、点状ブロック等の敷設、標識の設置、他の部分と異なる舗装材の使用等により明確に表示すること。

カ 階段には、両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(10) (9)の階段に併設する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を^{のり}120センチメートル以上とすること。

イ 傾斜路の縦断こう配は、8パーセント以下とすること。

ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路においては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

エ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

オ 傾斜路には、両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

カ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。

キ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路の色と明度、色相又は彩度の差の大きい色とすることによりこれらと識別しやすいものとする。

3 便所	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合においては、そのうち1以上の便所は第1の8の項（(4)を除く。）に定める基準に適合するものとするほか、車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
4 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合においては、そのうち1以上に、車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設は、2の項に定める構造の園路に接続する1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 第1の6の項(2)のイ及びウに定める構造とすること。</p>
5 案内設備	<p>1の項に定める構造の出入口付近に案内設備を設ける場合においては、当該案内設備は、第1の17の項に定める基準に適合するものとする。</p>
6 附帯設備	<p>水飲み場、ベンチ、野外卓等の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>

第5 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準

部分	整備基準
1 出入り口	<p>1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
2 車いす使用者用駐車施設	<p>(1) 車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設は、1の項に定める構造の出入口から、当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（3の項に定める構造の駐車場内の通路を含むものに限る。）の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>

	イ 第1の6の項(2)のイ及びウに定める構造とすること。
3 駐車場内の通路	<p>1の項に定める構造の出入口から車いす利用者用駐車施設に至る1以上の駐車場内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該通路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は第1の1の項(2)のキに定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機を併設する場合には、この限りでない。</p> <p>イ 第1の1の項(2)のキに定める構造とすること。</p>